

「ずしの新しい地域自治」の仕組み(案) パブリックコメント実施結果

ご意見をお寄せいただきまして、ありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見につきまして、市の回答を取りまとめましたので、次のとおり公表いたします。

- ◆ 説明会:平成25年12月14日(土) 13:30～15:30
- ◆ 実施期間:平成25年12月14日(土)～平成26年1月14日(火)
- ◆ 意見数 114件(説明会において提出された意見47件を含む。)

書面提出12通(窓口6通、FAX1通、郵送2通、電子メール3通)

すべて市内在住者

- ◆ 結果 (市の対応区分) (件)

○ 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの	5
□ 意見の趣旨や考え方が既に素案に入っており、修正を要しないと判断したもの	27
△ 意見は反映させないが、今後の事業の推進の際に参考とするもの	14
● 案に関する質問ととらえたもの	25
■ 意見を反映させず、案通りにしたもの	38
▲ 案の対象外であるので、参考意見とするもの	5

◆ 意見の概要と市の回答一覧

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
1. 定義	1	<p>小学校区の区分けはわかりやすいが、少子化により小学生が減り、更にその親御さんも自治会・町内会には割と関心の低い方が多いため、動ける人が少ないのではないか。中学校区ではなく、小学校区だけに区分けを限定したことについて、少子化の将来を踏まえ、なぜその様にしたのかを知りたい。また、地域自治の事例として、神奈川県下で発足し成功した具体例があるかを聞きたい。</p>	●	<p>小学校区という区分けについては、小学校は子どもが6年間通い子どもを介した一定のつながりがあること、本市の場合は小学校が災害時の避難所になっており、小学校区ごとの避難所運営委員会という防災上のつながりもあること、学校支援地域本部というつながりもあること、これら3つの既存のつながりを大切にしていきたいという趣旨から、住民自治協議会の設立単位として適切であると考えます。</p> <p>全国的には中学校区という単位をとっている自治体もありますが、本市の場合は中学校区の範囲が広く、地域の方もなじみづらいためと考えます。</p> <p>地域自治の事例としては、横須賀市では行政センターごとに連合町内会単位で実施しています。いずれの自治体においても、地域の実情や特性に合わせて実施しているため、本市と全く同じやり方ではありませんが、茅ヶ崎市、平塚市、小田原市などでも同様の取り組みを行っています。</p>
	2	<p>基本的には市内在住の方が中心だと思っているが、在勤の個人や他の地域の個人・法人からも入りたいという話があるかもしれない。色々な方が入ると方針がずれてくる場合もあるため、最低限の参加条件を市として決めた方が良いと思うが、いかがか。この条件では幅広すぎると思うので、もっと限定的な定義にして欲しい。交付金の交付があるため、悪意のある外部の人間が入ってきた時の防御手段として、限定的な条件が必要と思う。</p>	■	<p>住民自治協議会の活動には、地域に関わる多くの個人や団体等の参加があることが望ましいと考えます。したがって、「1. 定義」で、「(2)住民」に記載していることを最低限の参加条件と考えています。</p>
	3	<p>新たな組織を作るのは非常に大変なことだと思うが、今回のものは既存の色々な組織をまとめるためのものなのか、それとも既存の組織と切り離して全く新しいものを作ろうとしているのか、どちらなのか。</p> <p>今までのものは今まで通りとなると、高齢者の問題や防災に関わることなどは、既に色々な団体が取り組んでいるため、地元の協議会・団体のしがらみもあり1本にまとめるのが難しいと感じた。</p>	●	<p>住民自治協議会は、地域に関わる団体や個人の活動を横につなげるための組織で、既存の活動を一旦辞めて再編成していただくことは想定していません。地域で活動している皆さんが横につながる仕組みをつくることで、活動に携わる人が増えたり地域の人々の結びつきが広がったりする効果を期待しています。</p>
	4	<p>小学校区への着目は、小学校区の「地域づくり」でのポテンシャルの高さにあると思います。(ポテンシャルの高さとしては、①小学校は6年間に渡り常に新しい人が入ってくる、②歩いて通える範囲であるので地域コミュニティサイズとして適当である、③子どもの卒業後も引き続き学校を拠点とした地域づくりに参加することで、地域を支える厚いOB人脈を蓄積できる)また、子ども達を通して家族の関わりも期待できます。今は、インターネットと携帯電話などを通して人びと相互のコミュニケーションが容易になり、住民のネットワークづくりが可能になっています。“ずしの新しい地域自治”に期待します。</p>	□	<p>ご意見を参考に推進してまいります。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
1. 定義	5	「小学校」に着目し、「小学校区」ごとに『協議会』をつくる「新しい地域自治」構想は、“あすのずし”を担う子どもたちに「地域づくり」の大切さ、「ボランティア活動」の有意義さ、「絆」が人間の価値を高める、それらを理解する絶好の機会になるのではないのでしょうか。「地域づくり」と「ボランティア活動」の担い手が、継続して出てくれることが必要です。6年間にわたり「新しい人」が入ってくる「小学校」は魅力です。「ずしの新しい自治」の仕組みを応援したいと思います。	□	ご意見を参考に推進してまいります。
	6	東京都区部の小学校では、その児童の世話が行き届くように、その小学校区の組織があつたりする。しかし、児童の責任は各家庭にあることを忘れてはならない。各家庭での世話を補うという点では有益である。	□	地域全体で子育てを支援するという考え方のもと、住民自治協議会の対象区域を小学校区としております。
3. 住民自治協議会の要件と認定	7	地域を代表すると認められる要件に、「自治会・町内会等の会員数が総会員数の半数以上」という条件があるが、当該地域内の半数以下しか加入していない自治会・町内会は排除されるということか。	●	要件は「当該地域で組織されている自治会・町内会等の総会員数の半数以上」としてしております。したがって、個々の自治会・町内会の加入率については問題ではなく、加入率が50%未満の自治会・町内会であっても、一つの自治会・町内会としてカウントします。
	8	沼間地区も自治会・町内会のない地域があるが、個人で参加している方に対して自治会・町内会を作るよう働きかけられるのは、地域を知っている連合会・協議会でないといけないと思う。個人の参加は歓迎すべきであり、自治会・町内会のない地域の協議会は、個人に声をかけて参加を促すことが大変必要なことだと思う。	□	ご意見を参考に推進してまいります。
	9	町内会の役員を長くやっていると弊害が出てくるため、新しい血を入れた方が良く、そこでOBになった方が協議会に入るというフローもあって良いと思う。役員になる方が不足していることがネックなので、個人の参加は歓迎すべきと思う。	□	住民自治協議会の構成員は、協議会で決めるものとしていますが、ご意見を参考に推進してまいります。
	10	個人の執行部への参加については積極的に進めて欲しいと思う。	□	個人には、自治会がなくて参加できないケースと、自治会はあるけれども参加していないケースと二通り考えられます。また、自治会に参加しているけれども個人として参加したいというケースなどもあり、併せて検討する必要があります。これらのケースに該当する個人の取り扱いについては、懇話会でも賛否両論がありましたが、少なくとも住民自治協議会の活動への参加を保障すべきものと考えます。
	11	「3. 住民自治協議会の要件と認定」のウについて、これまでの懇話会で具体的な意見がなかったのに、こうした要件を提示したのはなぜか。	●	認定要件については、全ての校区懇話会でお聞きしましたが、具体的な意見等は出ませんでした。一般的に理解が得られやすい、概ね過半数を満たすという要件としました。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
3. 住民自治協議会の要件と認定	12	協議会の認定要件として、半数以上の参画と複数団体の参画とあるが、協議会に加入しない人たちの扱いはどうなのか。	●	住民自治協議会の役割の一つとして、広く地域住民の意見、提案等を聞く機会や手段をもつこととしており、また、地域のすべての住民を対象として事業を行うこととしていますので、協議会の活動に参加していない人の意見やニーズも汲みながら活動していくこととなります。
	13	申請、認定というのは構わないが、要件にそぐわない場合は、許認可という言葉を持ってくるのではなく、指導をして公金を支出しないというだけにし、せっかく立ち上げた準備会に対し解散命令を出すことはしないで欲しい。	□	「3. 住民自治協議会の要件と認定」(6)において、要件に該当しないと認められるときは「確認を求めることができる」としています。また、(7)では認定の取り消しについて定めていますが、協議会の解散を命令するものではありません。
	14	社会福祉協議会の扱いはどうなるのか。 社会福祉協議会からメンバーになれるのかと質問を受けているが、どうなのか。	●	社会福祉協議会は市からの委託や補助を受けて地域福祉の事業を行っていることが多く、地域安心生活サポート事業ではコーディネートをしています。 住民自治協議会の構成員は各協議会で決めていただくものですので、構成員としての扱いも可能ではありますが、社会福祉協議会側の意向によるものと考えます。
	15	懇話会で使用していた資料では「届け出」という表現であったのが、「申請、認定」という表現になった理由は何か。	●	認定の手続きについては、行政の手続きとして一般的に使う言葉に置き換えた結果であり、ニュアンスを変えることを意図したものではありません。
	16	(8)の協定締結に関することが追加されたのはなぜか。	●	住民自治協議会と市は協働して地域自治システムを推進していくことから、その関係性を明確にするため、協働協定を締結するものとしています。
	17	「住民自治協議会」において、「…半数以上の…」と記載されていますが、「半数」の把握をどのようにして行うのかがわかりません。 また「半数」に満たない場合は、住民側に半数になる努力を求めるのか、或いは「地域担当職員」側に半数になる努力を求めるのかがわかりません。	●	「自治会・町内会等の半数以上」または「自治会・町内会等の総会員数の半数以上」について、「半数」の把握につきましては、申請時現在において市民協働課作成の「自治会・町内会名簿」に記載されている自治会・町内会数を母数とします。 半数に満たない場合には、基本的には設立準備会による参加促進活動を進めていただきますが、市としても支援を行ってまいります。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
3. 住民自治協議会の要件と認定	18	<p>「住民自治協議会について」 3. (1)ウ 要件①～③は同じようなことを別の基準に置き換えているだけで、設立3年後も①～③の要件を2つだけ満たせば良いという要件はいかにも緩い。(④にしても複数ということは2つ以上であり、同じく緩い) 逗子地区を例にとれば、自治会加入率が48%程度でその半数以上ということは25%程度の参画があれば住民自治協議会として認められることになるが、その程度の参画で地域を代表しているということになるのか。 市全体の加入率で見ても $70.8\% \times 50\% = 35.4\%$ となる。 「地域を代表していると客観的に認められるための条件を設けることが必要」と第1回全体懇話会で平井市長が発言しているが、議事録を読んでも全体懇話会の中でこの基準についての討議がされた形跡はないが①～③の基準でよしとする根拠は何か、説明を希望する。</p>	●	認定要件については、全ての校区懇話会でお聞きしましたが、具体の意見等は出ませんでした。 一般的に理解が得られやすい、概ね過半数を満たすという要件としました。
	19	この基準は何が何でも住民自治協議会を作らせたいという市の恣意的な数字としか思えず、この協議会を地域を代表する位置づけにするのであれば熊本市のように80%超とすべき。(それでも現在の逗子市の自治会・町内会加入率からすると、 $70.8\% \times 80\% = 56.6\%$ であらうじて市民の半数を超える程度にしかならないが)	■	認定要件につきましては、先行自治体の事例においても設立から成熟まで時間がかかるという話があったことから、住民自治協議会が時間の経過とともに成長していけば、より多くの地域住民の参加を得ることができるものと考えます。
	20	<p>「新しい地域自治」の内容について次の変更・改訂等を希望する。 協議会の認定要件が明示されているが、最も重要なこの要件が地域自治の精神と趣旨に明らかに反している。次のように改訂する。</p> <p>●住民自治協議会の要件と認定の改訂(ゴシック体)・・・ページ3</p> <p>住民自治協議会は、地域の自治会・町内会等のほか、地域で活動する様々な法人その他団体を含む地域の住民により構成され、地域を代表すると認められる組織として、次の①から③の要件の全てを満たすこととする。</p> <p>① 地域で組織されている自治会・町内会等の6割以上が住民自治協議会に参画していること。</p> <p>② 住民自治協議会に参画している自治会・町内会等の会員数(世帯数)が当該地区の世帯数の総数(総世帯数・逗子校区の場合は7,014世帯)の6割以上(逗子校区の場合は4,208世帯)以上であること。</p> <p>③ 住民自治協議会に参画している自治会・町内会等のエリア(面積)の合計が、当該地域のエリアの概ね6割以上であること。</p> <p>●改訂理由:各協議会に「世帯割」による交付金が支給されるので、該当校区の協議会員の世帯数が該当校区の全世帯数の6割以上であることとする。</p>	■	当初から住民自治協議会の認定要件を厳しくするという考え方もありますが、制度を運用しながら時間をかけて徐々に組織を成長させていくものと考えています。 また、「6割」という数字は根拠に乏しいものと考えます。一般的な「多数決」の考え方として、「過半数」=半数以上でよいと考えます。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
3. 住民自治協議会の要件と認定	21	<p>協議会の学校区割りは、矛盾が多すぎる。次の通り改訂する。</p> <p>●住民自治協議会の要件と認定の改訂(ゴシック体)・・・ページ3</p> <p>ア 地域を単位として対象区域を定めていること。ただし、一つの地域では、複数の住民自治協議会を組織することはできない。・・・「ただし、特に地域住民のニーズと地域性から、一つの地域に複数の住民自治協議会を組織することが適切である場合は、その限りではない。」・・・以上のように追加改訂する。</p>	■	<p>住民自治協議会の対象区域を小学校区としている理由として、地域全体で子育てを支援するという体制や各小学校区に1つの避難所といったことも考慮しています。</p> <p>また、小さな協議会が複数できる場合、人的リソース等の面で小学校区というスケールメリットが小さくなるほか、市の各協議会に対する人的支援や活動拠点の確保などといった支援が困難になるものと考えられます。</p> <p>地域の特性上、小学校区を分割した方が望ましい場合には、1つの協議会の中で地域分科会的な体制をとって、案件によって小学校区全体で活動したり、地域分科会別に活動したりといった工夫が可能と考えられます。</p>
	22	<p>自治会に参加していない市民の扱いと権利の行使について次の条項を追加する。</p> <p>自治会・町内会等の組織に未加入の住民は協議会総会において、「発言・提案権」「経費・事業費等に係わる使途についての監査権・審査権」「協議会役員選挙権」が保障されることとする。</p>	■	<p>自治会に参加していない市民には、自治会がなくて参加できないケースと、自治会はあるけれども参加していないケースと二通り考えられます。また、自治会に参加しているけれども個人として参加したいというケースなどもあり、併せて検討する必要があります。</p> <p>これらのケースに該当する個人の取り扱いについては、懇話会でも賛否両論がありました。少なくとも住民自治協議会の活動への参加を保障すべきものと考えます。</p> <p>住民自治協議会は、その役割の一つに「広く地域住民の意見、提案等を聞く機会や手段をもつ」としていますので、ご提案の内容については、協議会が地域住民の話し合いと合意のもと、自らの規約に盛り込むかどうかの判断をしていくものと考えます。</p>
	23	<p>住民参加・参画は公募により、地域によっては参加・参画がなしか少数という場合は、望ましい住民の参加・参画者数に達するまで一部でも始めるべきではない。</p>	■	<p>住民自治協議会の構成員は、より多くの地域住民の意向が反映できるよう、設立時の話し合いにより、地域住民が主体となって決めていくべきものと考えますが、住民自治協議会は地域に密着した活動することから、その活動には、自治会・町内会等の協力は欠かせないものと考えます。</p>
	24	<p>住民自治協議会の要件について、「チェック3」の「地域を代表する組織」とは何か。地域ごとの選挙でもない限り、地域の代表などと公言できるものではない。地区・字ごとの市開催の懇話会の範囲を小学校区に広げて継続的にしたような、市の責任組織とすべきだろう。なお「自治」は協議会の名称から削除するべきだ。</p>	■	<p>ご指摘のとおり、選挙により選出された運営者による運営ではないため、厳密な意味での地域代表性はもてませんが、多くの地域住民の意見やニーズを反映しながら自律した活動する団体として、市民から負託を受けた市長が認定することで、その活動の地域代表性を担保するという考え方です。市が一定の要件のもと認定する組織に対して、市は財政的な支援と人的な支援等を行ってまいります。</p>

(案)の項目	整理 番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
3. 住民自治協議会の要件と認定	25	「チェック6」の良い運営規約は望ましいが、市がこのような住民組織を傀儡のように作らせるのはGHQ方針に反する。市が全地域共通の運営規約のひな型を作成して原案とし、全市民の意見をこれに反映した直しを経て、それぞれの小学校区の名称を入れて作り上げれば良い。その運用は地区ごとに異なっても良い。	□	住民自治協議会の設立は、本制度の要ではありませんが、あくまでも強制ではなく任意のものです。市は規約のひな型はお示しする予定で、運用は地域ごとに異なってくるものと考えます。
	26	地域を代表すると認められる要件について、このような要件の設定には全面的に反対である。地方自治法のもとで選挙を経ずに地域を代表するなどは無理であり、それを要件によって実現することもできない。「チェック3」は削除するべきである。例えば「AとB」という要件のAで、自治会・町内会に関係がある点はこれらが行政の下請けではないというGHQ方針に反する。またBでは、項目の複数の参画が求められているが、このような基準は市の恣意であり強要に近い。このような団体代表への依頼は「充て職」と呼ばれている。この「チェック3」の代わりに、公募住民で協議会を構成し、いくつもの関係団体の全部に連絡すればよい。	■	ご指摘のとおり、選挙により選出された運営者による運営ではないため、厳密な意味での地域代表性はもてませんが、多くの地域住民の意見やニーズを反映しながら活動する団体として、市民から負託を受けた市長が認定することで、その活動の地域代表性を担保するという考え方です。住民自治協議会の構成員は、より多くの地域住民の意向が反映できるよう、設立時の話し合いにより、地域住民が主体となって決めていくべきものと考えますが、住民自治協議会は地域に密着した活動をすることから、その活動には、自治会・町内会等の協力は欠かせないものと考えます。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
3. 住民自治協議会の要件と認定	27	<p>【地域自治協議会の対象の定義について】 地域自治協議会に参加する対象の“その他団体”と“地域住民”の定義を明確化していただきたい。特に、既存の自治会のメンバーであっても、“その他団体”または“地域住民”として地域自治協議会に参加出来るように明文化していただきたい。自治会は公職選挙法に基づいた選挙で代表者を定める団体ではないので、自治会の集団意見がいち市民の民意を反映したものにはなるとは言えない。そのため、市民の税金の用途である各種事業費に関するいち市民の意見が、自治会に所属しているからと言って自治会を通して地域自治協議会に反映できているとは言えない。 地域自治協議会の対象である“PTA”や“こども会”と“自治会”には、当然メンバーの重複が想定され、それは許容されるべきである。それと同様の扱いとして、“その他団体”と“地域住民”も、他の団体との重複があっても、地域自治協議会への参加が認められるべきである。重複が認められないのであれば、自治会を脱会しない限り個人の自由な意見を地域自治協議会に伝える手段が無くなってしまい、それは本来の目的と理念である地域力の強化、地域の市民の繋がりを損なうものであり、本末転倒となってしまう。地域自治協議会に参加出来る“その他団体”の条件に、政治的団体および宗教的団体は認められないなどの記載はあるべきとしても、自治会などとのメンバーの重複は問題が無い旨を明文化していただきたい。地域自治協議会に参加出来る“地域住民”の条件に、暴力団関係者は認められないなどの記載はあるべきとしても、自治会などとの重複は問題が無い旨を明文化していただきたい。</p>	■	<p>「地域住民」とは、 ・地域に在住、在勤の個人 ・地域で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体 と定義しており、この場合の「地域」とは当該小学校区をさします。 「その他団体」は法人以外の自治会・町内会等の地縁による団体のほか、子ども会や体育会といった目的別の団体、NPOなどの団体をさし、その他団体もまた地域住民の一員になります。</p> <p>自治会・町内会等の地縁による団体は、地域と密着した団体であることから一つの住民自治協議会にしか属することはできないこととしていますが、それ以外の団体や個人については、複数の住民自治協議会の活動に参加することは制限していません。また、一つの住民自治協議会において、一人の人が複数の団体に属している状態で参加することも可能であり、現に地域活動を活発に行っている方には一人の方が地域の複数の団体等に参加している方が多く、明文化するまでもなく重複は当然のことと考えます。</p> <p>また、「個人」については、自治会・町内会がない地域の個人と、自治会・町内会があっても参加していない個人、自治会・町内会に参加しているけれど個人として参加したい個人など、いろいろなケースが考えられます。</p> <p>制度として、最低限住民自治協議会の活動には参加が可能であることを保障すべきと考えますが、意思決定に係る参加については、各協議会の判断に委ねるものとしています。</p> <p>住民自治協議会がどのような意思決定方法(議決方法)をとるかは、今後準備会において規約を検討する際に検討していくものと考えます。</p> <p>住民自治協議会は、広く地域住民の意見提案等を聞く機会や手段をもつことを役割の一つとしていることから、ご意見にあるような「いち市民の意見」についても、反映されるかは別として、広く受け止める機能は果たすものと考えます。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
3. 住民自治協議会の要件と認定	28	<p>【地域自治協議会の要件について】</p> <p>透明性を確保するため、地域自治協議会の活動や議事結果を公開することを、協議会の要件または義務として定めて明記していただきたい。透明性を確保するため、市民の税金である各種事業費の用途について、複数の監査役を設置し、さらにはその会計報告を公開することを、協議会の要件または義務として定めて明記していただきたい。</p>	□	<p>ご意見について、住民自治協議会の役割として、(3)住民自治協議会は、地域の情報を広く収集し、併せて広く発信するよう努めるものとする。(7)住民自治協議会は、会の運営にあたっては、情報公開及び個人情報の保護に努めるものとする。</p> <p>の2項目の努力義務を設けています。</p> <p>また、今後、活動状況や議事結果の公開、監査役の設置、会計報告の公開などについてもマニュアル等でお示しする予定です。</p>
4. 住民自治協議会の役割	29	<p>本来行政がやるべきことを協議会に権限とお金を移譲して実施するため、お金を預かるとなると権限と責任が伴う。地域に任せられても実施できるのか。</p>	■	<p>市で行うべき行政サービスは、今後も引き続き市として行ってまいります。</p> <p>市が地域に事業を押し付けるものではなく、地域で既に行われている活動をより充実させたり、地域の課題解決や地域の個性と実情に応じた地域づくりを、地域が主体的に計画して実施することができる仕組みとしています。</p>
	30	<p>協議会の対象に各種団体とあるが、たまたま自治会に入っていない方や、子どもがなくてPTAに入っていない方の様な、網の目に入っていない方に対して、どの様にサービスを届けると考えているのか、意見を聞きたい。</p> <p>協議会は元気な方が参加するケースが多いと思うので、そこから漏れてしまう方々を包摂していくことを行政として考えて欲しいと思った。</p>	●	<p>自治会・町内会があるのに属さない場合と、自治会・町内会がなくて属せない場合など、いろいろなケースがある中で、基本的には地域の課題は地域で解決をめざす本制度の考え方のもとでは、地域の話し合いの中で対応を考えていくこととなります。まずは、協議会がその役割の一つとして、広く、きめ細かく地域住民の意見や提案等を収集することが大切だと考えます。</p>
	31	<p>現在逗子市では「情報セキュリティ対策の強化」を検討中です。</p> <p>「住民自治協議会」においてもどのような情報セキュリティを行うべきかも合わせて検討願います。</p> <p>(「住民自治協議会」会員名簿の作成／参照／管理／保存方法など)</p>	□	<p>住民自治協議会の役割の一つとして、個人情報の保護に努めるものとしています。</p> <p>今後、マニュアル等を整備するなど、ご意見を参考に推進してまいります。</p>
	32	<p>〈「情報管理に関してのこと〉</p> <p>また、次のことに同意します。</p> <p>(1)災害時の支援を目的に、支援機関である自主防災組織等、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防本部に上記の記載事項(1)から(9)までの情報が事前提供されること。(「災害時要援護者」登録同意書より)</p> <p>上記のように、「災害時要援護者」登録には、「情報開示」が限定されています。住民交流、安否確認には「個人情報」を管理できる資質が重要です。「協議会」の運営メンバーには「情報管理」が望まれます。(事業支援者はこの限りではありません)</p>	□	<p>住民自治協議会の役割の一つとして、個人情報の保護をあげています。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
4. 住民自治協議会の役割	33	住民自治協議会の性格と役割について、この名称は「地域住民協議会」などとし、「自治」は削除すべきである。自治会の代行ではない。「～小学校区域住民協議会」でもよいだろう。 「実行性」「開放性」「計画性」「透明性・公正性」「地域代表性」が列挙されているが、「実行性」と「地域代表制」は削除すべきである。「実行性」には実務を伴い、行政の受け持ちを含み、「地域代表性」は地域ごとの選挙も経ずに代表を名乗ることが間違いだからである。	■	「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、平成19年に策定された「まちづくり基本計画」の「VI新しい地域の姿」に盛り込まれているように、地域住民の自治活動として行われるものが基本となります。 また、住民自治協議会は、身近な生活に関わる多面的な課題について自主的・相互扶助的に解決する組織という考え方です。 ご指摘のとおり、選挙により選出された運営者による運営ではないため、厳密な意味での地域代表性はもてませんが、多くの地域住民の意見やニーズを反映しながら活動する団体として、市民から負託を受けた市長が認定することで、その活動の地域代表性を担保するという考え方です。
6. 地域づくり計画の策定	34	地域づくり計画の活動方針に短期的、長期的とそれぞれあるが、何年程度を想定しているのか。	●	短期的なものは単年度を想定しています。 長期的なものについては、現段階では特に年数を定めていませんが、現在計画期間が24年間の総合計画の策定を進めており、実施計画の計画期間なども含めて検討してまいります。
	35	この地域別計画には抜本的に次のような問題があり、それらを解決するよう計画を再検討し再構築すべきである。 ①「地域づくり」は「まちづくり」に似た造語だが、「まち」がコミュニティのような意味を有するのに対し、単なる「地域」ではそれをどう作るのかが不明確である。地域ごとの縄張りなら作らない方がましである。「地域のまちづくり」と称する方が良いと考えられる。	■	「地域づくり」という言葉は、「1. 定義」で「地域の特性や地域資源を生かしながら、地域の活力と魅力を高め、安心して安全な暮らしやすい地域社会をつくる、ために地域で行われる取り組みをいう。」と定義しています。 ご指摘のとおり「まちづくり」という言葉が一般的と考えますが、懇話会の中で「まちづくり」という言葉についても意味が具体的なことがわからないというご意見や、この制度の中で、独自に定義してほしいという要望もあったことから、他と区別しやすいよう「地域づくり」という言葉を用いています。
	36	②「協働」という用語を今のように使う事には元々反対である。市職員は有給で、これに協力する市民は無給である。市民はボランティアとして参加・参画しているのである。「協働」とは市民をばかにしている。市職員と市民の「協力」ならわかる。	■	「協働」という言葉については、平成14年に策定した総合計画やまちづくり条例などですでに用いており、10年以上を経て浸透した考え方として使用しております。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
6. 地域づくり計画の策定	37	③この計画の最大の問題点の1つが、地域住民が市の下請けと化す危険である。そのようなことは、町内会がかつての戦前の「隣組」のように行政とつながることを禁じた戦後のGHQ方針にも反する。この計画案は、行政の組織を作り、住民が協力するというのが、仕組みづくりの真実ではないか。行政が公募などで住民の協力を求めるべきだ。「自治」の呼称は不要だ。	■	「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、平成19年に策定された「まちづくり基本計画」の「VI新しい地域の姿」に盛り込まれているように、地域住民の自治活動として行われるものが基本となりますので、「自治」の文言は取り組み姿勢として入れていくべきものと考えます。 市は住民自治協議会の設立と円滑な運営を支援していきますが、基本的に設立も運営も地域住民が主体となって行うもので、住民の公募を行う場合にも地域住民が主体となって行うべきものと考えます。 住民自治協議会が策定する「地域づくり計画」は、住民自治協議会が自ら取り組む活動方針や地域の短期的・長期的な地域づくりの目標等を取りまとめたものとなります。
	38	④この計画で作られる組織の責任はだれが持つのか不明確である。無責任の体系は許されない。権利・義務のある大人の組織であるはずだ。市からの予算も考えられているが、これは市の組織なのか、住民の組織なのか、両方別々に両立しているのか。市なくしては存在しない組織なのだから、住民が参加・参画しても市の組織とするべきではないか。	■	住民自治協議会は、自治会・町内会と同様、地域の自治組織であり、住民自治協議会の活動の責任者は代表者となるものと考えますが、市としても財政的、人的に協力するほか、住民自治協議会の活動から生じた事故または住民間の紛争の解決等についても協力し助言していきます。
	39	⑤この計画の「目的」があまり明確でないのも大きな問題点である。小学校区の地域についてはその地域の事柄に目的を限るのが望ましい。それに付帯する事柄は市全体の連絡で扱うことも考えられる。	□	地域づくり計画は、当該小学校区の地域ごとの特性、自然環境、歴史及び文化等の地域資源を活用し、当該地域の課題解決及び活性化を目的とするものです。
	40	地域づくり計画の策定について、「地域づくり計画案」が作られるとすれば、その案は市に提出して、その骨子を市が「広報ずし」に載せて周知し、意見を募って反映させた計画にするのが良い。	△	今後の事業の推進の参考にさせていただきます。
	41	協議会活動期(2年目～)について、「地域づくり計画の検討(長期的な計画の策定)」が挙げられている。しかし、これはどのようにいわば担保されるのか。長期は5年間や10年間である。「まちづくり基本計画」は30年間の見通しを立てたので、それに連動させるなら意味があるかもしれない。例えば、「まちづくり基本計画」は策定して10年経っても緑地買い取りは遅々たるものではないか。「みどり基金」への市からの積み立ても息切れが起きている心配がある。このような対策に市の予算が重要である。「長期的な計画の策定」を考えるなら、市議会の承認を得るぐらいの必要はあろう。それができないようでは、せっかく参加・参画した住民はばかにされた、袖にされたなどとなりかねない。	▲	地域づくり計画は、当該地域で解決を図っていくものと、市の計画に位置付け解決を図っていくもの等に分かれるものと思われます。後者については、十分に調整の上、市の実施計画等に位置付けを図ることと考えています。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
7. 住民自治協議会の事業等	42	少子高齢化で市が実施できる事業が少なくなり、協議会に任せてという話があったが、自治会・町内会自体も少子高齢化が進んでおり、自治会活動ができなくなるのではという話もある。そうすると、活動の受け皿になれるのかという点がある。「7. 住民自治協議会の事業等」で、事業がア～オと提示されているが、これはやらなければいけないということなのか。それであれば、「行うものとする」という表現は誤っていないか。	○	ア～オの事業を全てをやらなくてはならないということではなく、住民自治協議会が計画を作っていく中で、ア～オに該当する事業を適宜行うという趣旨です。 ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。 「(1)住民自治協議会は、地域の課題解決と地域の個性や実情に応じた地域づくりのため、次の事業を行うことができる。」
	43	協議会が実施する事業としてごみの減量化・資源化とあるが、これは大きな事業だと思うので、市からの情報も頻繁に住民に伝えないと住民は動けないということを意見として申し上げたい。	△	担当である資源循環課と連携して進めてまいります。
	44	ハイランド地区は昨年度生ごみに関するモデル事業を実施し、生ごみ処理容器については良い成果が得られたと聞いている。住民自治協議会の事業としてできる事からやっていけば良いという意見も懇話会であったが、ハイランド地区としてごみの減量化・資源化についてはモデル事業を踏まえて協力していきたいので、市から積極的に働きかけて欲しい。	△	ごみの減量化・資源化に関することについては、モデル事業での成果を踏まえてということもあるため、担当である資源循環課に要望をお伝えします。
	45	「7. 住民自治協議会の事業等」(3)についても、要件を満たすことは難しいか。	●	行政としては、(3)に掲げた活動を認めることはできないと考えます。
	46	地域自治協議会が行う事業は地域の全ての住民を対象に行うというのは良いと思うが、事業を行う上での責任関係はどう整理するのか。	●	住民自治協議会が事業をする上では、一義的な責任は住民自治協議会になりますが、もし住民間のトラブルなどが発生した際は市が積極的に解決に向けて支援してまいります。
	47	ケガをした時などの保険はおりるのか。以前、スポーツ関係のイベントの際に保険適用にならなかったことがあった。	●	スポーツは適用にならない事もありますが、基本的には市民活動補償制度が適用されます。
	48	小学校区単位とあるが、小地域での障がいのある方や体の弱くなった方へのケアといった活動も必要であるため、ややもすると大きい活動に目が行くから、小地域での活動もおろそかにならないよう行政からも発信を続けて欲しい。小地域での助け合い支え合いをしていくためには、人づくりが重要であるから、こういった面も引き続き進めて欲しい。	△	市民協働課で進めているふれあい活動圏創成事業では、空家や活動場所の募集をし、小地域の活動ができる場所を探し始めています。また、人材育成に関しては、30代や60代でまちづくりの担い手となる方を集め、育成のきっかけ作りを始めており、今後も継続してまいります。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
7. 住民自治協議会の事業等	49	<p>「7. 住民自治協議会の事業等」(2)について、すべての住民を対象に行うものとするが、例えばミニバス導入は特定の地域のためのものになってしまう。すべての住民を対象にというのは無理があるのではないか。</p>	○	<p>この項目の意図としては、住民自治協議会は小学校区の代表であり、交付金も該当地域の世帯数に比例した額が交付されるため、協議会への参加・不参加に関わらず、基本的には該当地域住民全体を対象とした活動をすべきであるというスタンスを示したものです。</p> <p>協議会が、事業実施の際に検討した結果、特定地域に対する事業を行うことが協議会の決定事項ということであれば、事業の実施は問題ありません。地域全体を見て課題や事業実施の優先順位を決めるのも協議会の機能となります。</p> <p>しかしながら、ご指摘のように、こうした趣旨が読み取りにくいことから、次のとおり修正します。</p> <p>(2) 住民自治協議会は、すべての地域住民を対象として活動し、その活動が特定のものの利害を図り、又はこれに類することを目的とするものでないこと。</p>
	50	<p>安心安全については、見守りサポーターが活動しています。地域により様々な活動がある中、地域を越えた情報交換的交流の場も設けてほしいものです。</p> <p>防災力の向上、防災訓練的な場合、災害弱者が参加できるような仕組み的なものがあってほしい。会場では災害弱者受付をもつこと、対応できる機関事業所等との連絡を取れる体制まで考えてほしい。</p> <p>子どもの健全育成、毎日つきあっている保護者に感謝の気持ちをそれとなく示すことが地域での孤立化を防ぐ事につながる糸口にはなると思う。</p> <p>ごみについて、エコ広場ずしでボランティアしてみませんか。他地域への広がりも出てきました。</p> <p>地域づくりの計画の事業、町内会のない地域ではリーダーになる人を育てることも必要です。</p>	△	<p>住民自治協議会で実施する事業は、各協議会の中で決定するものと考えます。</p> <p>今後の事業の推進の際の参考といたします。</p>
	51	<p>協議会が実施する事業①(性質別)について、元来地域住民は、自治会・町内会などの会費で活動している。それは事業というほどのものでなくても意義の大きい事である。市が音頭をとって無給の市民を「協働」させようとするのは間違いである。必要ならば住民が議論し実行することが期待される。</p>	□	<p>住民自治協議会の事業のうち、自主事業については協議会の運営のほか、地域住民が生活に関わる多面的な課題を自主的・相互扶助的に解決するための事業で、地域住民が話し合いの中で優先順位を決めたり、解決に向けた活動を行ったりするものです。</p> <p>また、選択事業についても、協議会の活動状況等に応じて実施を検討していただくこととなります。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
7. 住民自治協議会の事業等	52	協議会が実施する事業②(テーマ別)について、「安心・安全」や「防災力の向上」は防犯・防災の観点から自治会・町内会が取り組んできて、高齢者への気遣いも必要である。「子どもの健全育成」も小学校区の役割であろう。予算化・実行は市の責任だ。特に「安心・安全」には防犯も含まれ、これは警察の役割が大きい。警察は県が担当であり予算化には県も期待される。防犯カメラは要所に設置すべき緊要な課題であり、市・県などとの協力も求められる。	△	住民自治協議会で実施する事業は、各協議会の中で決定するものと考えます。今後の事業の推進の際の参考といたします。
	53	協議会活動期(1年目)について、「総会」はよいが、「自主事業等の実施」には疑問がある。「まちづくり基本計画」の「見守り隊(ほととぎす隊)」は、何かやっていないと存在意義が疑われるという心配から、中途半端に事業を手掛けた観がある。そんなことのないよう、定期的に会合を開く、または必ずその用意をするなどでも十分であろう。	■	住民自治協議会は、事業の実施主体でもあると考えます。
9. 住民自治協議会の設立準備及び設立準備への支援	54	逗子小学校区で開催した全体懇話会の報告会にも出席したが、その時の印象では自治会というのが強調されすぎている印象を受けた。協議会には個人でも参加可能とのことだったが、それが非常にわかりづらく、準備会の要件にも「複数の団体の参加」とあるが、個人については書かれていない。個人の参加の扱いについて、整理されていないため、説明していただきたい。	○	制度として、自治会・町内会等を重視し、個人の参加を軽視しているものではありませんが、今後、住民自治協議会の活動には、自治会・町内会等の協力は欠かせないものと考えます。 個人の扱いについては、校区懇話会や全体懇話会の中でも賛成・反対両方の意見がありました。制度としては、個人の参加を認めないことはできないと考えます。 協議会は地域住民の相互の連携と協力のもと組織化するものですが、制度上、「地域住民」の定義を「地域に在住、在勤の個人。地域で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体」と定義しており、当然に個人は準備会、協議会への参加が保障されています。 また、参加には、活動への参加と意思決定への参加の二種類が考えられますが、制度としては地域住民の誰もが希望すれば活動に参加できることを住民自治協議会の要件とし、意思決定への参加については協議会が決めることとしています。 ご意見を踏まえ、設立準備会の要件のイについては、次のとおりとします。 「イ 地域の自治会・町内会等をはじめ地域で活動する様々な法人その他団体を複数含む地域住民の参加があり、協議会の設立につながる事が認められること。」
	55	個人の運営参加を協議会に判断させるというのは、自治会・町内会のない地域の個人が参加できない可能性がある。個人を否定しないというコンセプトを持っているとしたら、準備会の要件に「個人」という言葉がないというのは、おかしいのではないかと。お金が絡んでくるため、公平性ということを考え、個人を否定しないということを明らかにしたい。	○	「複数の団体の参加があり」と記載しているのは、複数の参加を求めているもので、個人を排除するという趣旨ではありません。 ご意見を踏まえ、準備会の要件のイについては、次のとおり修正します。 「イ 地域の自治会・町内会等をはじめ地域で活動する様々な法人その他団体を複数含む地域住民の参加があり、協議会の設立につながる事が認められること。」

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
9. 住民自治協議会の設立準備及び設立準備への支援	56	性悪説をとれば、準備会結成の段階から弱いものが排斥されてしまう可能性は0ではない。そのため、協議会に判断を委ねるのは危険があると意見を申し上げた。	○	準備会の要件のイについては、次のとおり修正します。 「イ 地域の自治会・町内会等をはじめ地域で活動する様々な法人その他団体を複数含む地域住民の参加があり、協議会の設立につながる事が認められること。」
	57	準備会結成期について、発起人や代表などを市の傀儡のように決めてはならない。発起人は市であり、代表は公募で集まった住民で互選すれば良い。しかし、この代表は地域住民の代表ではない。そんな選挙制度はない。複数の団体の参加があれば協議会ができあがるというのもありえない論理である。公募が大切である。	■	すでに校区懇話会の参加メンバーなどにより、準備会の準備が始まっている地域もあります。準備会の構成員は、より多くの地域住民の意向が反映できるように、結成時の話し合いにより、地域住民が主体となって決めていくべきものと考えますが、住民自治協議会は地域に密着した活動を行うことから、その活動には、自治会・町内会等の協力は欠かせないものと考えます。
	58	準備会期について、協議会の規約はひな型を市が作るべきである。これを市民全体への説明会で提案し、意見を求め、必要なら直せば良い。	■	市は規約のひな型はお示しする予定ですが、運用は地域ごとに異なってくるものと考えますので、その地域での地域住民の合意により決めるべきものであり、市民全体の説明会等で意見を求めるものではないと考えます。
	59	【地域自治協議会の準備会の要件について】 地域自治協議会の準備会は、地域自治協議会の規約などを定めることが活動の1つになっている。しかし、この準備会が一部の地域では既存の主要自治会のみによって運営され、それ以外の対象者(PTAや子ども会、その他団体など)に参加や傍聴が認められていない状況がある。また、準備会の議論の結果を公開することが準備会の要件になっていない。公正性を確保するため、準備会への参加を何かに限定したり、条件を付けて参加を拒むようなことがないよう、準備会の要件に明記していただきたい。透明性を確保するため、準備会の議事結果を公開することを、準備会の要件または義務として定めて明記していただきたい。	△	準備会の結成準備の段階においては、発起人を中心とした少人数での活動もありうると思いますが、準備会期は協議会に向けて多くの住民の参加を促す時期でもあるため、準備会の議論について広く公開する必要があると考えます。今後の事業の推進の際の参考といたします。
10. 住民自治協議会連絡会の設置	60	住民自治協議会連絡会は、市が設置するのではなく、自主的なもので良いのではないか。	■	懇話会での意見や名和田アドバイザーの意見もあり、制度として設けた方が良いと考えます。また、制度の見直しを行う場合にも、協議会の意見を聞く仕組みとして、この連絡会が機能するものと考えます。
	61	住民自治協議会連絡会については、避難所運営委員会の時も同様のものが意見交換会としてスタートしたが、しゃべって終わりになってしまったということがあり、その後実のあるものにするために制度化してもらった経緯がある。そのため、制度として実施することに賛成である。	□	ご意見を参考に推進してまいります。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
11. 地域づくり交付金について	62	住民自治協議会連絡会の設置について、名称には「自治」を冠せず、「住民協議会連絡会」とすれば賛成である。	■	「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、平成19年に策定された「まちづくり基本計画」の「VI新しい地域の姿」に盛り込まれているように、地域住民の自治活動として行われるものが基本となることから、「自治」の文言は取り組み姿勢として入れるべきものと考えます。
	63	地域づくり交付金の世帯数加算額とは、どの様な意味か。	●	各小学校区の世帯数の差を補うため、小学校区の世帯数に応じた金額を加算するもので、住民自治協議会へ参加している世帯数は関係しません。
	64	17、18の図にお金と人の支援について、協議会の自由裁量をもっと増やした方が良いとも思うが、いかがか。	■	校区懇話会や全体懇話会でも地域の判断で使い勝手の良い交付金にして欲しいという意見と、地域の中で奪い合いになってしまうので交付金の使途を明確にして欲しいという両方の意見がありました。市として当初は裁量を持たせることを考えていましたが、他の制度との整合性やご意見等を踏まえた中で、制度開始当初は今回提示した案のような手続きを踏むべきであろうと考えます。
	65	交付金の使い方については、市の案では事業計画を立てて市に申請する形を考えていると思うので、そういった意味では問題ないと思う。	□	制度開始当初は今回提示した案のような手続きを踏むべきであろうと考えます。
	66	「住民自治協議会」に対する「事業費」に関しても、当然逗子市議会の承認を得るものと思われませんが、否決や削減された場合はどのような対応になるのでしょうか。	●	否決や削減された場合には、引き続き行政としてその必要性を説明し、必要な予算を確保するよう努めてまいります。
	67	あるかなにかわからない市の補助金はあてにできない。地域ごとに異なるのも良くないが、人口比例などによる方法はわかる。	□	住民自治協議会が自主的な財源をもつことは可能です。地域ごとの世帯数の差を補うために、世帯数に比例して「世帯数加算額」による加算を行います。
	68	協議会に対する財政的支援について、財政的支援は申請により実施してもよいだろう。しかし、市の財政がひっ迫しているのに、ちよぼちよぼ予算化が生じて大きなことができないのは避けるべきである。例えば、桜山9丁目の鳴鶴ヶ崎は、「まちづくり基本計画」で保全が重点的に示され、市の買い取りが望まれる。このような要望に応じずに協議会が間違っても保全不要などと発信することがあってはならない。	□	ご意見を参考に推進してまいります。
12. 住民自治協議会の活動拠点について	69	活動拠点は、住民主体で必要な機能などについて論議する場を持つべきと思うが、いかがか。	△	活動拠点に必要な機能については、住民自治協議会の規模や活動内容等によっても変わってくるため、協議会と話し合いの必要があると考えますが、制度として規定するものではないと考えます。
	70	施設の指定管理はずっとやるものなのか。	●	法律で指定管理の期間は定めることになっていますが、まだ決まっていません。参考までに、現行の地域活動センターは4年間となっています。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
12. 住民自治協議会の活動拠点について	71	活動拠点として小坪の場合は小坪公民館を想定していて、平成27年度からそうなるのだと思うが、指定管理となると今まで無料で使っていたものが有料となるのか。現在は高齢者のためのサロンなどをやっており、なるべく少ないお金で運営してきたが、それに対して費用がかかるようになると、地域の活性化や高齢者の見守りをしていくという趣旨に相反することにならないのか。	●	今までは社会教育団体以外は有料だったところを、それを広く捉えて無料としていましたが、公民館を地区交流センターに転用する中で見直しを行ってまいります。公民館の転用については、まだ詳細が決まっていませんので、案ができた段階で担当所管からお示しし、また別の場でご意見をいただくこととなります。
	72	池子区に自由に使える会館がない。今の会館は和室で使いづらい。	△	今後、各住民自治協議会が活動拠点を検討する際には、活動拠点に必要な機能等について、協議会と話し合いをしながら検討してまいります。
	73	「住民自治協議会の活動拠点について」 3(2) 施設全体の管理運営は、将来的に指定管理で行うものとする ^{とあるが} 、指定管理で行う必要性・必然性についての説明を希望する。 地域自治なら施設の管理も協議会に任せるのが筋では。 文化プラザホールに指定管理を導入しようとした時のように、市長がパブリックサービスを指名しようとしていると勤ぐれなくもない。	●	地域活動センターをはじめ、地域の施設については基本的に指定管理により運営する方針をもってあります。ご意見のとおり、制度の性質上、住民自治協議会が施設全体の管理運営を指定管理により行うことが望ましいと考えますが、住民自治協議会の意向及び管理運営能力が未知数のため、「将来的に」という表現としています。
	74	協議会の活動拠点の確保について、小学校の名称では、逗子・沼間・池子・久木・小坪の各会館が拠点にあたり、これら会館の拡充で対応可能にすることが期待される。留意すべきは、近所にある会館ではないが、例えば市民交流センターの会議室のように全て30人が定員で使いにくいなどという事態である。(この1階の第1会議室は半分のしきりで15人程度での定員利用ができることが望まれる。)定員は10人でも20人でも使いやすいような工夫が望ましい。会議の場所がなくては不便さわる。	□	ご意見を参考に推進してまいります。
	75	「活動拠点となる場の確保の支援」も協議会が設立された後に、行政が拠点づくりの支援をするのではなく、むしろ、「活動拠点」づくりを市民参加で、学習しながら進める活動センターづくりを通して、新しい地域自治の活動が進むようにしてください。	△	活動拠点となる場は、準備会の段階から地域と協議していき、必要な機能等について話し合いを進めていきます。
	76	こうした市民協議や活動拠点づくりに市民協働推進員が関わることで、職員の方々も学習し、行政と市民が協働して進める自治組織づくり、まちづくりを進めたいものです。その中で、市民と職員の成長、新しい地域自治の人づくりを期待いたします。	□	ご意見を参考に推進してまいります。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
13. 地域担当職員について	77	各リーダーは次長ということだが、特定の部署が専任で担当することは考えなかったのか。 趣旨はわかったが、束ねる方だけでも一つの部署に所属し、指揮命令系統を一本化した方が良くはないか。	■	専任部署の検討も行いましたが、担当の部署を作るとそこだけの仕事になってしまう恐れがあり、全庁的な対応をするという体制をとるため、この様な形としました。また、本来業務との兼ね合いという点については、チーム員を7名置くことで、どんな状況でもチームの誰かが対応できる様な体制としています。 各リーダーは次長であることから部に関わることにある程度の責任を持っており、他の部の業務についても速やかにつなげるものと考えます。
	78	地域担当職員について、次長をリーダーに職員7名を配置ということだが、一般の企業と比べると行政は縦割り組織である。しっかりと横串をさせる組織に変えていただきたいと思う。	□	地域担当職員に任命する市民協働推進員は、縦割りの組織に所属しているものの、他のところの仕事とつなぐことや、他の部署がどの様にやっているのかなど、市民協働の視点を訓練している職員でもあるため、横串になる組織にしていきたいと考えています。
	79	地域担当職員の職務として、情報提供・助言や連絡調整がメインとあるが、実務的な職務は担わないのか。	●	地域担当職員は、あくまで地域と市とのつなぎ役であるため、住民自治協議会の事務局としての職務は行いません。先進都市の中では、地域で費用を負担し、事務局員を雇用しているケースはあるため、今後運用の中で必要があれば検討していきます。
	80	事業に取り組む上では、事業課だけでなく、企画課、市民協働課もタッグを組んでやって欲しい。	□	地域担当職員の体制は企画課、市民協働課に限らず、市の各組織に横串を通す目的で案のような組織にしており、横断的な対応が取れるよう取り組んでまいります。
	81	地域防災計画で避難所に配置される職員と協議会の地域担当職員を、100%は難しくてもできる限り同じ人を任命して欲しい。	■	避難所へは教育委員会の職員が配置されるため、地域担当職員と同じとすることは地域担当職員制度の趣旨に合わないため難しいと考えます。
	82	「地域担当職員について」 3(2) 本来の業務に支障のない範囲で地域担当業務を行うこととあるが、協議会立ち上げから軌道に乗るまでの間かなりの業務量が予想される中で、本来の業務に支障のない範囲で対応できるのか。(支障がある場合は地域担当業務を行わないとも読める) リーダー、メンバーになる市職員は現状の本来業務以外にどの程度の余裕時間を持っていると見積もっているのか、具体的な数字を提示する必要がある。 数字の根拠もなしにこのような案を作成しているのであれば問題である。	■	市の職員の「余裕時間」といったものはないものと想定しています。したがって、これまでなかった地域担当業務が生じることはそのまま職員の負担となりますが、本来業務とのやりくりの中で、できることをリーダー、メンバーが手分けしながら対応していくほか、制度所管課の職員も併せて支援してまいります。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
13. 地域担当職員について	83	<p>「協議会の持続性を担保し、協議会(自治会)の人材育成ため市の支援・協力態勢事項」を追加する(ゴシック体)。 「新しい地域自治」のシステムは、最低10年以上、期待通り推進されることが望まれる。については、下記条項を追加して「協議会の健全性・公平性・透明性」の堅持と持続性を担保する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会役員・配属市職員の活性化のため、5年の目安で役員・職員が交代する規定をつくり、関係者のローテーション制を確立する。 ・5年のローテーション制を実施するため、市と協議会は協力して「地域の人材の発掘・育成」の年間プログラムをつくり、人材育成・人材の有効活用を推進する。 ・市は「地域の人材の発掘・育成」のプログラムに必要な予算措置を講じ、次世代の人材育成に注力する。 <p>●協議会・自治会・町内会の人材の発掘・育成について 市長は「新しい地域自治」活動を通して「きめの細かい」地域福祉の充実を期待しているが、きめの細かい救済が求められているのは、地域福祉だけでなく、活動が休止状態にある弱小自治会・町内会である。弱小自治会・町内会においても高齢化が進み、会長等役員のなり手がいないのが現状である。 市長には、「新しい地域自治」の要綱を成文化する前に「新しい地域自治」が各自治会・町内会でどう受け止められているかを知るため、「自治会・町内会巡り」を勧めたい。「新しい地域自治」についての風景が一変し、「新しい地域自治」の原点が何であるかを感じ取って頂けるものと思う。是非、この行脚を実施願いたい。</p>	△	<p>ご指摘のとおり住民自治協議会は10年から20年かけて成長していく組織と考えますので、持続性を担保するためにも人材の発掘・育成は重要なものと考えます。</p> <p>協議会役員を選出方法については、協議会の民主的な運営のためにも規約に明記される必要があると考えます。</p> <p>市の地域担当職員については、継続性を担保するとともに、地域担当業務に携わることが職員の育成にとっても、全庁的な体制をとる上でも重要であることから、リーダーについては原則任期を設けないこととする一方、メンバーの任期を2年間とします。</p> <p>現在も、市民協働課のふれあい活動圏創成事業において地域の人材発掘・育成を行っています。が、引き続き協議会と協力しながら推進してまいります。</p> <p>「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、ご指摘のように各自治会・町内会に会合出席等の点で負担が増える可能性はありますが、一方で、単独の自治会・町内会ではできないことを実施したり、協議会の活動にまとめることもできるという点で個々の自治会・町内会を支援する仕組みでもあります。</p>
	84	<p>協議会に対する人的支援について、市職員などの有益な支援は期待される。これには相当専門的なことも含まれるだろう。例えば、本市にはJRの駅が2つ、京急の駅が2つある。この周囲に関しまちづくりを検討するには、「まちづくり条例」においては「テーマ型まちづくり協議会」による。これらの駅がある小学校区は、逗子・沼間・池子であり、これら小学校区の協議会へ駅周囲のまちづくりに対応できる人が派遣されて手助けになることも期待される。駅周囲は、とかく建て込みや高層化の懸念が大きい。具体的な協議で視界や風通しなど環境に配慮した方針が有効に作られることも望まれる。</p>	□	<p>ご意見を参考に推進してまいります。</p>
	85	<p>行政の地域担当職員として、「関係する5部以上の職員の市民協働推進員」の設置は賛成です。各課に分かれている職員が横につながって、市民と協働する行政の歩みを進めてください。そのためには、協議会が設立された後に、担当職員が配置されるのではなく、市民の間に「新しい地域自治」づくりの必要性を広く共通意識として市民の協働が始まる段階から、市民との協働、支援を進めてください。</p>	□	<p>準備会結成期から地域担当職員を任命する予定です。</p>
14. その他	86	<p>新しい地域自治の仕組みは、色々な困りごとを抱えている方のためのものでもあると思うので、そういった方々にとってわかりやすいものにならないといけない。</p>	△	<p>ご意見のとおり、今後周知していく上でも市民にとってわかりやすい方法等を検討してまいります。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	87	これだけの大きな組織でお金と権限もあるものを、ボランティア精神でやってくれる人が果たしているのか。やるのであれば報酬を出すべきである。	■	住民自治協議会の担い手については、地域で合意形成を図っていく中で決めていくものと考えます。地域の自主的な活動というのがベースであるため、制度の中で、市から報酬を出すことは考えていません。
	88	今後人口減になった時に、どのようなサービス低下が考えられるのか、具体例をあげて欲しい。	●	例えば、市が社会福祉協議会に委託して行っている「地域安心生活サポート事業」は、現在国からの補助金で実施している事業であり、補助金は来年度で終了となる予定です。今後は市の事業として継続できる保証はなく、また、やり方を変えて継続する場合も、社会福祉協議会や地域の方々の更なるご協力をいただかないと事業存続は難しいと考えています。
	89	この制度に対する法的な裏付けはあるのか。	●	本案につきましては、まず「要綱」として位置付けしていきます。ただし、制定までの市民参加の手続きとしては、条例と同様の手続きを行っています。また、予算案の審議を通して議会に諮ってまいります。
	90	今日の参加者は元気な高齢者がほとんどであるが、若くて優秀な後継者を育てていく事も目的にあると思うので、現役世代も参加できるように引き続き広報をして欲しい。	△	制度の周知については、積極的にいろいろな機会をとらえて行ってまいります。
	91	地域支援センターの様な財団・社団を作っていただき、市長と直轄の形にしないで、市長の状況によって活動が左右されない体制を作って欲しい。	■	市と住民自治協議会の間に第三者機関をおくというご意見について検討しましたが、行政と市民がパートナーシップをとって進めていくため、間に第三者機関を入れる必要はないと考えます。しかしながら、実施していく中で不具合があれば見直しを考えてまいります。
	92	懇話会が始まって以来、社会福祉協議会も地域福祉を目指す時代が来たと思いながら参加していたが、我々がやっていることは地域自治でありつつ、地域福祉でもある。だから、社会福祉協議会の事業と似てくる部分もあるし、バッティングする部分も出てくると思うが、目的は地域を良くしようということであるため、行政と社会福祉協議会で話し合いをしていって欲しい。	□	ご意見を参考に推進してまいります。
	93	私は池子地区に交付金は要らないから今までどおり、約40年続いている連自治会を続けたい。池子アザリエは強い絆で結ばれている。	■	この制度は、既存の自治会・町内会等、各種市民団体の活動を再編成するものではなく、従来の活動を継続したい場合には継続することができます。むしろ、地域で活動している各種団体等を横につなげることにより、それぞれの活動がより活性化することをねらいの一つとしています。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	94	<p>今回の「住民自治協議会」と市との関係は明確なようですが、市議との関係はどのようになるのでしょうか。 本来住民の各種の問題は逗子市議会議員に対応をお願いし、市議会において、議員と市とが向き合ってきたのではないのでしょうか。 その点を「ずしの新しい地域自治」の仕組み(案)の中で明確にさせていただきたいと思えます。</p>	■	<p>市議会には地方自治法に規定されるさまざまな権限があり、この制度を実施するための予算を議決するのも市議会になります。 この制度は、地域の課題は地域で解決できるようにし、地域の個性や実情に応じた地域づくりを進めるための地域住民(団体を含む)による自治を強化する仕組みです。</p>
	95	<p>「パブリックコメントの内容に関する説明会資料」の「背景 コミュニティが抱える課題の増加」で (1)「市の財政状況などの縮小化」に対しては、駅前の建築基準を緩和して、商業施設を含めたマンションなどの10階建て以上のビル建築を許可することで、税収の確保を図ることができる。 (2)「少子・高齢化」と「ひとり暮らし高齢者の増加」では、高齢化に対して「あなたの市があなたのために何が出来るかを問わないでほしい。あなたがあなたの市のために何が出来るかを問うてほしい」と訴える広報を広げ、自己責任を育成してください。 (3)問題点を羅列していますが、以降の資料内では、ここでの問題点がどのように解決されるかわからない資料になっています。 例えば、「自治会・町内会の担い手不足→対策〇ページ」とかに表現を改めてもらえればわかりやすいと思えます。</p>	▲	<p>説明資料の背景にある地域の課題は、制度の背景をお示したもので、それらの課題に対して、この制度が万能ということではありませんが、より安心で安全な暮らしやすい地域社会の形成、持続可能な地域社会の形成に資するものと考えます。</p>
	96	<p>市の30年後の在り姿は、②、③ページからわかるように老年人口が現在の1.29倍、一方生産年齢人口は現在の65%に減少し、その結果人口は現在の82%に減少するという。市の財政がどれほど逼迫するかは想像に難くない。その上市職員数の現状維持すら困難かもしれない。そんな中で市民生活の質を維持・向上する為には老令住民や在宅女性の中で働ける住民の力をいかに引き出し活用するかがキーとなる。 そうした見通しの中、地域自治システムが提唱されていると理解している。市から提案されている仕組み案は多面的でやや詳細に過ぎているため、私には全体像が把握しにくいですが、かなり検討されたものと思う。 小生には仕組みの詳細にコメントする知識は無いが、ひしひしと迫りくる市の危機を思う時、このシステムを可及的速やかに起動させるための具体的工程表を早く示して動き出すことこそ喫緊の要事であると思う。 例えば 1、住民自治協議会の組織(案) 役員数とその年令構成、その選出方法 2、組織ができるまでの工程表 等々 これ等が具体的に動き出して、はじめて具体的問題点が出てくるのではないだろうか。一日も早い始動が望まれる。</p>	△	<p>ご提案の内容等につきましては、準備会の話し合いにより、地域住民が主体となって決めていくべきものと考えますが、市としても必要な支援を行ってまいります。</p>
	97	<p>「ずしの新しい地域自治」全般について 地域自治導入の背景の一つに、「市の主たる収入である市民税の収入の減少が予想され、これまでの行政サービスをそのまま維持していくことが困難な状況になることが懸念されます。」という説明があるが、この仕組みを導入すれば今後サービスレベルの維持が図れるのか。</p>	●	<p>これから直面する社会経済状況に対して、この制度が万能ということではありませんが、より安心で安全な暮らしやすい地域社会の形成、持続可能な地域社会の形成に資するものと考えています。</p>

(案)の項目	整理 番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	98	<p>行政サービスが地域自治に移行することによって、市職員人件費はどの程度削減できるのか数字を示してもらいたい。</p> <p>ただ単に市の業務を地域自治に移管するだけで、市職員人件費を削減できないのであれば現状のままでも良いのではないか。</p> <p>小学校区懇話会の中で、「企画課が市長から無理やりやらせているのではというご意見については、そんなことは全くない。これから少子高齢化が進み、自治体の規模も縮小していく。さらに市民ニーズが多様化していく中で、これからも活力ある逗子を維持していくために企画課としても真に必要なものだと思って、みなさんの意見を聞いている。」という発言があったが、最近の議会で市長が「私は市長なので方針は私が決める」と言っていることから考えると、果たして企画課員が真に必要なものと考えて行動しているのか疑問をもたざるをえない。</p>	●	<p>市職員の人件費削減を目的として制度を導入するものではなく、地方分権の流れの中で、市の業務は一貫して増加する一方、財政の縮小化に伴い市の職員数はさらに減少していきます。</p> <p>また、単に市の業務を地域に移管するものではなく、この制度は地域の課題に自らが取り組み、地域の個性や実情に応じた地域づくり活動を自主的・相互扶助的に行うものです。</p> <p>地域担当職員制度を導入することで、むしろ当初は職員の業務量は増加するものとみられますが、今後の逗子市のために「地域力」を強化することは真に必要なものと考えます。</p>
	99	<p>仕組みの導入方法</p> <p>協議会ができた地域から導入というやり方は、これまでのやり方と新しいやり方が混在し、余計な手間・無駄が発生するのですべての地域の体制が整うまで導入は見送るべき。</p>	■	<p>制度を導入することにより、余計な手間や無駄は発生しない仕組みとなっています(当初は共通事業や選択事業は設定しません)。</p> <p>この制度は、地域の個性や実情に応じた活動を支援するものであり、体制が整った地域から支援を行う必要があると考えます。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	100	<p>この案は市民が主役になり協働して活動する仕組みになっているにもかかわらず、ほとんどの市民に理解されていないのが実状であり、反対する。以下に、反対の理由を明らかにする。</p> <p>全体懇話会終了後、12月14日、初めての市民説明会が開催されたが、1回限りの説明会では次の重要事項について理解が深まったとは、思えない。即ち「新しい地域自治」の機能と役割と制度上の問題点として</p> <p>①各自治会(単体自治体:約65団体)の役割と負担(協議会への上納金・マンパワーの提供)等について、各自治会は、現実問題(自治会員の業務支援内容と支援拘束時間等)としてリアリティを感じて受け止めているとは、思えない。</p> <p>②協議会の組織・協議会の規約をどう明文化するかは、これから「準備会」が作業を進めることになっており、どのような内容になるかは、各校区の協議会に任されている。協議会が市の交付金(市税)を市に代わって特定事業に投入するのであれば、法令に反しないよう重要条項を協議会の規約に明示しておくべきである。</p> <p>③交付金の内訳や金額が具体的に明示されていない現段階でパブリックコメント(以下PCと記載)を市民に求めるのは、「ずしの新しい地域自治」の内容が未成熟の段階にあることを示すだけでなく、PCの実施により「最初に計画ありき」の市の姿勢を市民に示したものだといえる。</p> <p>④協議会の認定要件が明示されているが、最も重要なこの要件が地域自治の精神と趣旨に明らかに反している。たとえば、逗子小学校区協議会ですら、この要件を無条件で満たすところに問題がある。つまり、自治会・町内会の組織率が40%程度の協議会が該当小学校区の民意(当該住民:16,739人、世帯数:7,014)の付託を受けた認定団体であるとは、誰も思わない。この重要な問題を未解決のままにしておいて、協議会を発足するのは時期尚早であり、この点においても「最初に計画ありき」の手法で本案件を進めているとしか、思えない。</p>	■	<p>「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、平成19年に議決された「まちづくり基本計画」の「VI新しい地域の姿」に盛り込まれた内容について、具体的な制度としてまとめたものであり、制度の導入は計画的に進めています。</p> <p>平成24年6月、7月に実施しました各校区別まちづくりトークの後、各種市民団体への説明を実施し、その後各校区において校区懇話会を開催するなど、自治会や各種市民団体、公募の市民など、多様な地域住民にご意見をいただきながら、制度案をまとめてまいりました。</p> <p>①校区懇話会では、ご指摘のような課題についてご意見をいただいております。市としても、住民自治協議会に対して財政的な支援、人的な支援を行っております。</p> <p>②ご指摘のとおりと考えます。</p> <p>③交付金の金額は現在査定中ということもあり、また一方、今後金額は変わっていくものと考えます。したがって、交付金の内訳(積算の考え方)につきまして、パブリックコメント案として提示いたしました。</p> <p>④逗子小学校区について、自治会・町内会の組織率が40%台であるのは字の「逗子」であり、「桜山」や「新宿」と合わせますと、組織率は60%台となります。協議会の認定要件を厳しくするという考え方もありますが、制度を運用しながら時間をかけて徐々に組織を成長させていくものと考えています。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	101	<p>昨年12月の市議会で「新しい地域自治」に関する質問・要望が4人の議員から出され、市当局が答弁をしている。しかし、納得がいくと答弁が得られたとは、議員も市民も思っていない。何故なら、「新しい地域自治」が未成熟で、重要事項について答えられる状況に至っていないからである。</p> <p>この「新しい地域自治」の制度設計は20年先のまちづくりに先鞭をつける極めて重要な案件でありながら、多くの議員は、市当局の回答に消化不良を起こしているかのように思えた。このことの現われが「市民の納得が得られるまで丁寧に説明し、拙速に取り扱うべきではない。」と言う議員の要望に集約されていると、言える。</p> <p>質問に立った多くの議員は「新しい地域自治」の進め方と扱い方について憂慮している。議員の理解が得られない案件が、市民に理解されるとは、思えない。その質疑の概要を次に示したい。</p> <p>① 市が主体的に市民にその制度をお願いする以上は、やはり理解を得るための行動は必須だと思っている。市民説明を小まめに行っていくということは賛同であるが、どういった手法をもって、いろいろな団体に属していない市民の方にもこの制度を理解していただけたら、考えているのか、行政当局の考えお示し下さい(2013年6月市議会より)。</p> <p>●市回答: 団体が自分たちのところへ戻って制度を周知していただけたということがあるということで、こういうような形をとっている。また、今後、チラシの配布であるとか説明会、また広報による周知等々を考えている(団体任せで、12月14日の説明会まで市民説明会を開催していない・筆者注)。</p> <p>② 市長答弁の通り、学校区差(地域差)が鮮明にあり、この実態を踏まえ、「地域事情・地域性・地域の現状・地域の歴史」を尊重して時間をかけて進めて頂きたい。</p> <p>行政見解の通り「地域が納得しなければ発展しない」のであれば、なお更、「地域の事情・地域の現状」に関するそれぞれの問題点を明らかにして対応して頂きたい(2013年12月市議会より)。</p> <p>③ 交付金の内容と交付金額について、質問が出されたが、現在「制度設計」をしている最中のため、詳細は未確定との市長答弁であった。質問された交付金はa)基礎交付金 b)世帯数加算額 c)共通事業交付金の額と内訳であった(2013年12月市議会より)。</p> <p>④ 交付金を団体に拠出する法的根拠について議員より質問があり、市は「地方自治法第282条2に準拠して、団体から申請があれば支給する」ので問題はないとの回答であった(2013年12月市議会より)。</p> <p>⑤ 逗子小学校地区の懇話会を傍聴した。当初、参加者は多数であったが回を重ねる内に参加者が半減した。参加者が半減するような状況下では関係自治会(住民)への周知が十分に行き届いていないと思っている。また、今後、自治会組織のないところでは、どうしても参加者が集まらないので、一般市民に参加を呼びかけて欲しい。一般市民への周知と広報活動についてどう対応するか、行政の考えをお聞きかせ願いたい。</p>	■	<p>「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、平成19年に議決された「まちづくり基本計画」の「VI新しい地域の姿」に盛り込まれた内容について、具体的な制度としてまとめたものであり、制度の導入は計画的に進めています。</p> <p>平成24年6月、7月に実施しました各校区別まちづくりトークの後、各種市民団体への説明を実施し、その後各校区において校区懇話会を開催するなど、自治会や各種市民団体、公募の市民など、多様な地域住民にご意見をいただきながら、制度案をまとめてまいりました。</p> <p>ご指摘のとおり、「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、市民の皆さまのご理解とご協力なくしては進めることは困難です。時間をかけて制度も組織も熟成させていくことを想定し、まずは引き続き、様々な機会をとらえて制度の周知を行ってまいります。</p>

(案)の項目	整理 番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
	101 続き	<p>(前ページから続く)</p> <p>●市回答: 広く周知をしていく。PCを行なうと同時に、年度内に広報で周知をする予定である(2013年12月市議会より)。</p> <p>⑥周知にあたっては、機会を捉え、制度の周知を進めて頂きたい。周知は内容に工夫を凝らし、多くの人を取り込める工夫が必要である(周知をしても実績が伴わない周知では、行政の真意・誠意が疑われる・・筆者注)。(2013年12月市議会より)。</p>		(回答は前ページ)
14. その他	102	<p>「新しい地域自治」と市民意識の成熟度を問う</p> <p>「ずしの新しい地域自治」に関する市民説明会が12月14日に行なわれた。同じ日に、市は、市民にPCを求めている(応募締切:1月14日)。このように、単に手続を踏むだけの姿勢と手法で、「ずしの新しい地域自治」の仕組みを広く市民に伝えることが出来ない、と考えている。</p> <p>一方、市民が共同の責任を持ち、出来ることを協働しながら実行していくことが「ずしの新しい地域自治」に求められている。</p> <p>即ち、「市民の意見や行動が市民共通のものとして具現化していくこと」が市民自治＝地域自治の基本である。このことを日常的に実践できる市民は必ずしも、多いとは思えない。</p> <p>平成24年6月-7月の「まちづくりトーク・新しい地域自治」の説明会が開催された。その席上「ひとり一人が地域にかかわりを持ち、地域に貢献する気持ちが大切で、このような志と情熱が「地域自治」の推進に欠かせない重要な部分である」と市長は述べている。正に「正論」である。</p> <p>しかしながら、今回提案のお仕着せの「ずしの新しい地域自治」では市税の無駄使いに終わるだけでなく、その成果を期待することができないと考えている。</p> <p>何故なら、一般的に考えて、市民意識の成熟度が「新しい地域自治」の要綱を協働して実行・実践できるレベルに達していないからである。市長が恣意的に「新しい地域自治」の制度設計を行い、「市民の皆さん一緒について来てください」的な問題への取組みと発想では、「新しい地域自治」が求めている自主的な地域との協働・地域の問題の自主的解決等が出来るとは、思えない。</p>	■	<p>「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、平成19年に議決された「まちづくり基本計画」の「VI新しい地域の姿」に盛り込まれた内容について、具体的な制度としてまとめたものであり、制度の導入は計画的に進めています。</p> <p>平成24年6月、7月に実施しました各校区別まちづくりトークの後、各種市民団体への説明を実施し、その後各校区において校区懇話会を開催するなど、自治会や各種市民団体、公募の市民など、多様な地域住民にご意見をいただきながら、制度案をまとめてまいりました。</p> <p>ご指摘のとおり、「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、市民の皆さまのご理解とご協力なくしては進めることは困難です。時間をかけて制度も組織も熟成させていくことを想定し、まずは引き続き、様々な機会をとらえて制度の周知を行ってまいります。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	103	<p>「新しい地域自治」の実施は1年後に延期、周知の徹底を図る(提案)</p> <p>平成24年6月-7月の「まちづくりトーク・新しい地域自治」の説明会、開催以降、本年12月の市民説明会まで、一度も「新しい地域自治」についての市民説明会が実施されていない。</p> <p>市民への周知については市議会の質疑を通して議員より次の要請・要望が出されてきた。</p> <p>①「組織(自治会・町内会等)に所属していない市民や自治会組織の一員であっても情報が届かない市民に対して、丁寧に、機会がある度に周知を徹底する。</p> <p>②更に、周知については、工夫を凝らした内容で行ない、一人でも多くの市民に伝わる広報活動を求める。</p> <p>③上記①②の周知はどのような方法でどう実施するか、周知の方法を明らかにして欲しい。</p> <p>以上の議員要請・要望で分かるように、言ってみれば行政の「一般市民」への周知活動はほとんど行なわれてこなかったのである。</p> <p>今後、1年間は「新しい地域自治」に関する周知・広報活動を多くの市民が理解できる方法で実施して、「新しい地域自治」の要綱づくりは、その後に延期する。</p> <p>行政の見解通り「地域(市民)が納得しなければ「新しい地域自治」の仕組みは機能しない」ので、市は組織を挙げて、周知・広報活動を行い、市民理解が全学校区に浸透した1年後を見計らい「新しい地域自治」の要綱を作成しても遅くないと考えている。</p>	■	<p>平成24年6月、7月に実施しました各校区別まちづくりトークの後、各種市民団体への説明を実施し、その後各校区において校区懇話会を開催するなど、自治会や各種市民団体、公募の市民など、多様な地域住民にご意見をいただきながら進めてまいりました。</p> <p>「お出かけ円卓フォーラム」は随時受け付けておりますので、個別の説明機会は常にございます。また、広報ずしにおきましても、平成24年11月～平成25年3月までミニ連載を行いました。</p> <p>ご指摘のとおり、「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、市民の皆さまのご理解とご協力なくしては進めることは困難です。時間をかけて制度も組織も熟成させていくことを想定し、まずは引き続き、様々な機会をとらえて制度の周知を行ってまいります。</p> <p>平成19年に「まちづくり基本計画」の策定以降、平成23年1月の市長施政方針により地域自治の考え方を打ち出したことにより、すでに動き出している地域や制度の成立を待っている地域があるのも事実です。制度の運用を進めながら、より多くの人々への周知と参加を進めていくことが現実的な対応と考えます。</p>
	104	<p>逗子市は、「交通の利便性」を活かし東京、横浜への「通勤圏」として“お互いに見知らぬ人びとの集まり”が多くなってきました。2011年3月11日の「東日本大震災」を思い出す時、日頃からべったりとしないにしても、いざというときには助け合うだけの地域的なつながりは必要だと感じたのではないのでしょうか。「東日本大震災」では、逗子地域に被害はありませんでした。しかし、長期間にわたる「停電」と一家の大黒柱が「帰宅困難者」となった家族の不安は大きかったと思います。また、この時、「安心・安全」の拠り所である「家族(血縁)関係の希薄化」と地域の「安心・安全」の拠り所はどこにあるのだろうと思ったことはありません。</p> <p>今回、小学校区ごとに「住民自治協議会」をつくる構想が示されました。住民自身が事業の担い手となり、逗子市(行政)がパートナーとして支援する(公平・平等の担保)仕組みです。長年の活動実績を持つ自治会・町内会、「様々なボランティア組織」等があるのに何だという声も聞かれます。また、地域の課題と問題は、ほっとけば「見えざる手(アダムスミス)」が現れて調整してくれるという考えもあると思います。しかし、時代と社会の変化は、「安心・安全」の拠り所のリニューアル(担い手の継続)を求めています。住民の「安心・安全」の拠り所として「住民協議会」を「制度的(税の再配分、要綱・条例で制度化する)』につくり、様々な組織、支援者が、力を合わす新しい“ずし”の地域自治構想は、“地域づくり”での「プラス価値」となっていくと思います。</p>	□	<p>ご意見を参考に推進してまいります。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	105	<p>「逗子小学校区懇話会」に参加して感じたことは、「逗子小学校区」は『新宿』、『逗子』、『桜山』の地域としての長年の蓄積が高く、そして、葉山町との跨りを持ち、逗子市としては空白地域に近い地理的独立性を持つ『葉桜』があります。「葉桜」は、「大津波対策」として、『高台への避難』として重要な地区でもあります。「逗子小学校区協議会」は下記のような図式で設立したほうが、まとまりやすく、精緻な事業展開ができるのではないのでしょうか。</p> <p>新宿支部 世帯数 1,450(構成比21%) 逗子支部 世帯数 2,797(構成比40%) 桜山支部 世帯数(2,384)(構成比34%) 葉桜支部 世帯数 (383)(構成比5%) 合計 7,014 葉桜支部は試算、確定は調査結果から</p> <p>『葉桜自治会』は葉山側、逗子側と一体となって活動しています。「葉桜自治会」が協議会に参加することによって、「世帯数」としては自治会加入世帯葉山側1,038世帯の潜在力が加わります。</p>	▲	逗子小学校区において、地域住民の皆様が住民自治協議会が設立される際に、また運営していく上で考慮すべき意見と考えます。
	106	<p>〈「逗子小学校区協議会」設立に関するもの〉 「地域を代表すると認められる要件」があります。それに関係する地域での活動組織、「自治会・町内会」、「体育会」、「自主防災組織」の『地域と小学校区』の関係を調べてみました。</p> <p>「資料1」は、「市民協働部・協働課」が把握している「自治会・町内会」です。『地域』は「逗子・桜山・新宿」の括りとなっており、『小学校区』は「逗子小学校」・「沼間小学校」・「小坪小学校」・「長柄小学校(葉山町)」となっています。3つの「自治会・町内会」が3つの小学校にまたがっています。</p> <p>「資料2」は「体育協会」の組織図です。「逗子小学校区」に絡む『地域』の括りとして、「桜山」・「逗子」・「新宿」があります。</p> <p>「資料3」は「自主防災組織」の『地域』の括りと『小学校区』です。『地域』は「逗子・桜山・新宿」の括りで、4組織が2つの小学校にまたがっています。(2組織不明)</p> <p>「地区」の括りの仕方は、そのように括ったほうがまとまりがよいということだと思います。「字」の伝統の流れから、「逗子小学校区」は『逗子地区』・『桜山地区』・『新宿地区』と長年まとめられたものと思います。以上から、「逗子」「桜山」「新宿」の地域性が強く、『支部』の設立を先行させ、そのまとまりから、「逗子小学校区協議会本部」を設立するという方法のほうが、「逗子小学校区」では効果的と思えます。『桜山地区』を『葉桜地区』に分割することは、『葉桜地区』の①地理的独立性(高台にある) ②逗子市民の大きな関心事は「大津波対策」だと思います。「速やかな高台への避難」が啓発されています。『葉桜地区』は「高台避難」として重要な地域です。山道(①給水塔ルート②「蘆花公園」から「古墳」)を上がり、『葉桜地区』を経て「逗葉高校」に到る。「大津波」の際、「葉桜自治会防災委員会」の試算では、およそ3,000人の人が避難してくるものと思われます。〈「逗子小学校」の「逗葉高校」への避難マニュアルが実施された時、生徒・職員で約950人になる〉(「高台避難」としては、「披露山」も該当しますが、「披露山」は「広域避難場所」に指定されています)③行政的跨り(葉山町)を持つということから『支部』とします。「逗子小学校区」は『4支部』、『1本部』とし、今後の流れをすすめていくことが望まれます。(資料4参照) ※資料1～4は割愛</p>	▲	逗子小学校区において、地域住民の皆様が住民自治協議会が設立される際に、また運営していく上で考慮すべき意見と考えます。地域の特性上、小学校区を分割した方が望ましい場合には、1つの協議会の中で地域分科会的な体制をとって、案件によって小学校区全体で活動したり、地域分科会別に活動したりといった工夫が可能と考えられます。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	106 続き	<p>(前ページから続く) <補足>協議会に参加する、個人の資格についての事例です ①「災害時要援護者」での事例です。自主防災組織に提供された名簿に名前がありました。しかし、年1回の安否確認の際「生活実態」がありませんでした。逗子市役所に報告したところ、「住民台帳」にまだ記載があるので、「災害用援護者名簿」からははずせないということでした。 ②報道で知ったことですが、あるところの区議が、「生活実態」がないということで、当選無効の訴えがなされました。区議の弁解は、「住民票」は移してあり、月数回は生活しているということでした。しかし、この区議は「生活実態」がないということで当選無効となりました。「住民票」と「生活実態」に関する示唆的な事例だと思います。</p>		(回答は前ページ)
	107	<p>説明会は地域ごとに開催したのかもしれないが、「広報ずし」に載るような全市への説明会はまだなのではなかったか。「まちづくりトーク」は名前がおかしい。討論を意味する名前にするべきだった。全市対象の説明会を市役所と市商工会館などで少なくとも2回ずつ開き、このパブリックコメントの後でも説明会後に意見を募り、パブリックコメントとともに役立つべきである。</p>	▲	<p>平成24年6月、7月に実施しました各校区別まちづくりトークの後、各種市民団体への説明を実施し、その後各校区において校区懇話会を開催するなど、自治会や各種市民団体、公募の市民など、多様な地域住民にご意見をいただきながら進めてまいりました。 「お出かけ円卓フォーラム」は随時受け付けておりますので、個別の説明機会は常にございます。また、広報ずしにおきましても、平成24年11月～平成25年3月までミニ連載を行いました。 今回、パブリックコメントの募集にあたっては、平成25年12月14日(土)に全市対象の説明会を開催するとともに、広報ずし1月号と一緒に、周知と意見募集を兼ねたリーフレットを全戸配布しております。 今後、制度を運用していく中でも、必要に応じて制度の見直しを行ってまいります。</p>
	108	<p>住民自治協議会の事務局は市の担当課が責を負うべきである。住民組織の代表を決めるには、その人選で公正な選挙などによる選出が必要になる。そのような代表が事務局の責任を無給で負うのは荷が重すぎる。</p>	■	<p>住民自治協議会は、自治会・町内会と同様、地域自治組織であり、市が事務局員を配置する考えはありません。 代表者の選出方法も、住民自治協議会ごとに民主的な選出方法を話し合いの中で決めていただくものと考えます。</p>
	109	<p>もしも一部の地域のみが見切り発車するならば、地域格差を生じてしまう。</p>	■	<p>住民自治協議会は、それぞれの地域の状況に応じて設立されるものであるため、地域によって設立のタイミングは異なるものと考えます。 この制度を活用していただけるよう、地域の状況に応じた支援が可能となる仕組みとして考えています。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	110	新しい地域自治のしくみの全体像について、住民が市の下請けの協議会を作るようなやり方は、GHQ方針に反する。市が責任を持つべきである。「地域で活動している団体」のような団体については、協議会の決めた事を連絡すれば良い。協議会の成員は、住民個々人とし、公募によるのが良い。	■	市は住民自治協議会の設立と円滑な運営を支援していきますが、基本的に設立も運営も地域住民が主体となって行うものです。住民自治協議会の構成員は、より多くの地域住民の意向が反映できるよう、設立時の話し合いにより、地域住民が主体となって決めていくべきものと考えますが、住民自治協議会は地域に密着した活動を行うことから、その活動には、自治会・町内会等の協力は欠かせないものと考えます。
	111	今後の流れについて、説明会を全市民対象に繰り返し開催し、再々意見を募集して活用することが先決である。「広報ずし」などによる周知も必要である。このような事に半年ぐらいかかってもやむを得ない。案の練り直しを要する。「準備会」は市が参加・参画の公募を「広報ずし」などで行うべきである。このような進行に関して地域ごとの差異が生じるのは多少はやむを得ないが、地域格差を生じないよう留意しなければならない。	■	ご指摘のとおり、「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、市民の皆さまのご理解とご協力なくしては進めることは困難です。制度を運用しながら、制度も組織も熟成させていくことを想定し、まずは引き続き、様々な機会をとらえて制度の周知を行ってまいります。準備会の構成員は、より多くの地域住民の意向が反映できるよう、結成時の話し合いにより、地域住民が主体となって決めていくべきものと考えますが、住民自治協議会は地域に密着した活動を行うことから、その活動には、自治会・町内会等の協力は欠かせないものと考えます。住民自治協議会は、それぞれの地域の状況に応じて設立されるものであるため、地域によって設立のタイミングは異なるものと考えます。この制度を活用していただけるよう、地域の状況に応じた支援が可能となる仕組みとして考えています。

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	112	<p>「みんなで考える ずしの新しい地域自治」という提案に期待して、一昨年6月の「市長と話そう まちづくりトーク」に参加しました。その後の「小学校区懇話会」にも参加させていただきました。</p> <p>私は、2003年に公募された「まちづくり基本計画市民会議」に参加して、市民参加の「逗子市まちづくり基本計画」に夢を託しました。「地域に暮らす人々が、生活にかかわる多面的な課題を自主的・相互扶助的に解決していくことで、安心・安全で豊かな暮らしを実現する」という理念と目的実現への動きが始まったと嬉しく思いました。</p> <p>「生活に関わる多面的な課題」として、海辺のまち、少子高齢社会となった逗子は、国内外で頻発する過酷な自然災害への不安、市民のいのちと暮らしに関わる深刻な課題が考えられます。「新しい地域自治」創設にあたり、協議会の組織を整える前に、まずは私達のまちの具体的な実態と課題を市民の共通認識にしていくことから始め、新しい地域自治の仕組みを作るのが順序と考えます。建築やまちづくりを考える時は、“その人の人生を生き通す”という視点を原点として、関係者が参加して、学習しながら進める、参加型の共同設計を進めたいと考えます。</p> <p>逗子まちづくり基本計画で目的の一つに定めた「地域に住む全ての住民の参加により、生活に関わる多面的な課題を自ら見出し、発信し、自主的・相互扶助的に解決する”地域自治組織”をつくっていく」という「逗子の新しい地域自治」づくり、市民の自律した地域づくりを希望しています。</p> <p>逗子の自然と伝統文化を学び、継承発展させて、子育てするなら逗子、老いて住むなら逗子と言える、心安らかに人生を生き通せる、心地よい美しいまちにしたいと切望しています。</p>	□	<p>ご意見のとおり、「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、「まちづくり基本計画」の考え方をベースに具体的に制度化したものです。</p> <p>これまでの検討の中から、制度を運用しながら、制度も組織も熟成させていくことを想定していますが、まずは住民自治協議会の活動の前提として、地域の実情と課題を地域住民が把握をすることは重要と考えます。</p>
	113	<p>「新しい地域自治を導入する必要性と背景」を広く市民一人一人の共通意識としていく取組みを、先ず進めてください。自治、防災、防犯、子育て、教育、医療、福祉などに努力されている市内の関係者と市民が集い、今市民が一番不安に思い、あるいは直面している困難な問題と考えられる「防災」「子育て」「高齢者の生活」などの緊要な課題を設定して語り合いを組織してください。そこで具体的に語られたことを広く広報して、さらに多くの市民の語らいを組織して、新しい地域自治づくりの市民意識、要求を高め、仕組みをつくることを進めてください。</p>	□	<p>ご意見のとおり、この制度は住民自治協議会が地域住民の相互の連携と協力のもと、地域の課題解決と地域の個性や実情に応じた地域づくりを行うことを目的としています。</p>

(案)の項目	整理番号	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
14. その他	114	<p>本案が、地域住民の行政への要望をより良く吸い上げ、地域での行動を行政が支援する仕組みを目指すものであることを評価するが、他方行政にとっては、行政としての施策を地域住民へ伝達し、地域の意思を確認する仕組みとしても期待しているように思われる。そしてその期待には、地域ごとに「自治」の活動として「意見集約」をお願いしたいという希望も含まれていよう。さらに、行政としては、地域に関わるどのような問題でもこの仕組みを通して対応できるという「万能薬」のような効果も期待しているのではないだろうか。</p> <p>しかしながら、学区ごとに分割された地域が、意見集約の上で意思決定を行うということは、相当に難しいということを実感した方がよい。地域の意思として正当化されるためのプロセスをルール化したとしても、実際に決定プロセスに参加する住民の数は少ない。主導的な役割を担う一部の活動的な住民の判断が偏重されることも予想される。利害の対立する問題の場合には、意思決定がなされた後になって不満が噴出する可能性も小さくはない。</p> <p>様々な課題を、すべての地域で扱うことのできる仕組みとして本案を位置づけると、実際の課題解決のためよりも、その仕組みの維持管理のために相当のエネルギーが消耗されるという事態が予想される。つまり、行政の施策は自治体全体に地域差なく実行されることが望ましいから、案にある協議会の中で不活性なところ、あるいは協議会のできなかつたところに対する働きかけが必要になるが、その作業自体は課題解決にはならないにもかかわらず大きな労力を要する。</p> <p>逗子市の学区ごとの全ての地域で意思決定させることは非現実的であり、自治体としての責任軽減につながりかねない。むしろ、解決すべき課題を、解決までの行程表を含めて行政の意思として提示し、その課題ごとに実行委員会のような形で地域からの参加を求めるといった、「課題解決型」の仕組みを作ることを推奨する。この場合、地域によって重要課題が異なる場合もあるので、地域ごとに参加の濃淡は生じるが、あくまでも行政の責任で進めていくので、最終的に地域の意見を集約した施策は全ての地域で実施されることになる。</p> <p>案においては、地域に関わる課題として、「7. 住民自治協議会の事業等」において、「その他地域づくり計画に基づく事業」という形で、いわば全ての問題を扱うような記述があるが、「何でもできる仕組み」は時として「何もできない仕組み」になりがちである。自治そのものが目的ではなく、課題が解決されることが目的であるとすれば、行政が主体となって、課題そのものを出発点として最良の取り組み方を指向する方が効果的であると考えられる。</p> <p>課題が山積していることは理解しているが、優先順位をつけて順番に解決していく他はない。所詮全てを同時に解決することはできないのであるから、独居老人の地域によるケア、児童を対象とする犯罪の防止、津波以外の震災による災害発生時の地域における対応などなど、具体的な課題をまず設定することが大切であると考えられる。体制はそれぞれの課題ごとに作るべきではないか。</p>	■	<p>「ずしの新しい地域自治」の仕組みは、地域の課題は地域で解決でき、地域の個性と実情に応じた地域づくりを可能とすることを狙いとしており、そのような地域の活動を支援するものです。</p> <p>住民自治協議会が扱う案件は、地域の力で解決できる範囲の地域に身近な課題であり、それを超えるような案件については当然に市が担うべきものと考えます。</p> <p>「その他地域づくり計画に基づく事業」というのは、地域の課題の発見も住民自治協議会が自ら見出し計画するので、全ての問題を扱うものではありません。</p> <p>ご意見の「課題解決型」の仕組みは、従来の行政の縦割り組織に沿った仕組みであり、現に行政が担当ごとに行っているものと考えます。</p>